



島根県報

平成27年7月24日(金)
号外 第137号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【人委告示】

平成27年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用	2
試験の実施	
平成27年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の実施	5

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第5号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成27年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用試験を次のとおり実施する。

平成27年7月24日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

1 受付期間

平成27年7月27日（月）から同年8月28日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。郵送による場合は、8月28日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月26日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	4名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
	総合土木	5名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画、土地改良、農地防災等に関する調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
	学校事務A (出雲地区)	9名	島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務A (石見地区)	3名	島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務B (出雲地区)	6名	島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務B (石見地区)	2名	島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	警察事務	3名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事
免資格職	司書	1名	県立図書館又は県立学校等に勤務し、図書館運営の専門的業務に従事
	臨床検査技師	2名	保健所等に勤務し、専門的業務に従事
	診療放射線技師	1名	県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事
	保健師	6名	保健所等に勤務し、専門的業務に従事

(注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。

2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。

3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

試験の種類	試験区分	年齢・資格等
高校卒業程度	一般事務、総合土木、学校事務B及び警察事務	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

	学校事務A	昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者
資格免許職	司書	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有するもの又は平成28年3月末までに当該資格を取得する見込みのもの
	臨床検査技師	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成28年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
	診療放射線技師	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成28年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
	保健師	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成28年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「一般事務」、「総合土木」及び「警察事務」のみ。）
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党
その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第1次試験	平成27年9月27日（日） 受付時間 8：30～9：00	松江市	くにびきメッセ (松江市学園南)	10月9日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
	試験時間 9：30～	浜田市	島根県立大学 (浜田市野原町)	
第2次試験	平成27年10月25日（日） ～28日（水）のうち指定する日	松江市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	11月20日（金）（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験種目、配点及び内容

区分	試験の種類	試験区分	試験種目及び配点	内 容
第1次	高校卒業程度	一般事務、 学校事務A、学校事務B及び警察事務	教養試験 (300点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (高校卒業程度)
		総合土木	教養試験 (150点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (高校卒業程度)
			専門試験	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験

試験	資格免許職	全試験区分	(150点)	
			教養試験 (120点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (短大卒業程度)
第2次試験	高校卒業程度及び資格免許職	全試験区分	専門試験 (180点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
			面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書を提出）
			作文試験 (200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
			適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

6 専門試験出題分野

試験区分	出題分野
総合土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学及び土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木施工
司書	生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む。）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論（情報科学を含む。）、生理学、病理学（解剖・組織学を含む。）、臨床化学（生化学を含む。）、血液学、免疫・血清学、微生物学（医動物学を含む。）
診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」又は「資格免許職申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分毎に採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成27年4月1日現在、原則として下の表のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて

給料月額を決定する。)。

試験区分	学歴	年齢	初任給月額
高校卒業程度	高校卒	18歳	141,858円
司書	短大2卒	20歳	154,536円
臨床検査技師	短大3卒	21歳	168,812円
診療放射線技師	短大3卒	21歳	168,812円
保健師	大学卒	22歳	200,258円

島根県人事委員会告示第6号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成27年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験を次のとおり実施する。

平成27年7月24日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

1 受付期間

平成27年7月27日（月）から同年8月28日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。郵送による場合は、8月28日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月26日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職務内容
男性	11名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	3名	
武道	1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性	昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び平成28年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。
女性	
武道	次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者及び平成28年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。 イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者（柔道は、平成28年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上）

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党
その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次試験	平成27年9月20日（日） 受付時間 8：30～9：00	松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町)	10月9日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
	試験時間 9：30～17：00（予定）	浜田市 島根県立大学（浜田キャンパス） (浜田市野原町)	
第2次試験	平成27年11月2日（月） ～11月5日（木）	松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町)	11月20日（金）（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	採用区分「武道」の専門実技試験は平成27年11月1日（日） に松江市で実施する。		

(注) 採用区分「男性」と「武道」は併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」「武道」両方で合格対象者となった場合は、「武道」から先に判断し、「武道」合格者は、「男性」では合格対象としないこととする。

5 試験の種目及び内容

（1）男性・女性

区分	試験種目	内 容	
第1次試験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（高校卒業程度）	
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。	
第2次試験		男	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸囲 おおむね78センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聽力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
		女	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね150センチメートル以上 ・体重 おおむね43キログラム以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。

験		性	・聴力 職務遂行に支障がないこと。
			・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。
			・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査 (90点)		警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
第2次試験	特技加点 (30点)		別欄に掲げる対象特技（英語、柔道及び剣道）の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
	面接試験 (500点)		警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かを見る目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)		文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査		職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査		職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

第1次試験の 加点対象特技	英語		
	ア 実用英語技能検定（英検）	準2級以上	
	イ TOEIC	470点以上	
	ウ TOEFL PBT	447点以上	
	CBT	130点以上	
	エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上	
	柔道 初段以上（講道館認定）		
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定）		
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合		

(2) 武道

区分	試験種目	内 容	
	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（高校卒業程度）	
第1次試験	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。	
		男	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸囲 おおむね78センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。

第 2 次 試 験	専門実技試験 (300点)	警察官（武道）として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験 ①課題技を与える基本的技能 ②試験補助員との試合形式による実践的技能
	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かを見る目的での個別面接（事前に自己紹介書を提出）
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

（注） 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

6 受験手続

（1）申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

（2）受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

（1）合格者は、島根県の警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

（2）3の受験資格を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。

（3）採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、10月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、島根県警察官の場合、平成27年4月1日現在、高校卒18歳で月額166,716円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（高校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。